## 法定相続分と遺留分

法定相続分:民法で定めた相続人の相続財産の取得割合のことで、分割協議の目安となります。

遺 留 分:被相続人の一定の近親者のために法律上留保しなければならない相続財産の一定割合のことです。被相続人が遺留分を侵害する贈与や遺贈をしても無効にはなりません。

	相続人	法定相続分		配偶者がいないとき	遺留分
第1順位 配偶者はし 同順位		子 配偶者	1/2 1/2	子がすべてを相続	子・配偶者 1/2
第2順位子がいな	直系尊属	直系尊属配偶者	1/3 2/3	直系尊属がすべてを相続	直系尊属のみの場合 1/3
第3順位 子、父母 母等もい		兄弟姉妹配偶者	1/4 3/4	兄弟姉妹がすべてを相続	遺留分はありません

相続欠格・廃除、相続放棄により相続権を失った場合は遺留分の権利はありません。